改正後	改正前
五　地方団体の広報の目的で製造等がされた当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、次のいずれにも該当するものであること。	五　地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
イ　形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なもの	［新設］
ロ　指定対象期間の初日の属する年の前年の十月一日からその翌年の九月三十日までの間に、当該地方団体が広報の目的で自ら調達し、配布又は販売を行った実績（返礼品等の提供によるものを除く。）があるもの	［新設］
ハ　指定対象期間において、当該地方団体が広報の目的で自ら調達し、配布又は販売を行う計画（返礼品等の提供によるものを除く。）を定めているもの	［新設］
ニ　指定対象期間において、当該地方団体が返礼品等として提供する数量が、ロの配布又は販売を行った数量を超えないもの	［新設］
［六～九　略］	［六～九　同上］
備考　表中の［　］及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の平成三十一年総務省告示第百七十九号（次項において「新告示」という。）第二条及び第五条の規定は、令和八年十月一日以後に開始する期間に係る地方税法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する指定（以下この項及び次項において「指定」という。）について適用し、同日前に開始した期間に係る指定については、なお従前の例による。

3　新告示第二条第二号の二の規定の適用については、令和八年十月一日に開始する期間に係る指定に限り、同号中「公表すること。」とあるのは、「公表すること（当該年度の四月一日から九月三十日までの期間における募集費用に係る公表を避けるべき特段の理由があるときは、当該年度の十月一日から当該年度の末日までの期間における募集費用に係る一覧表を作成し、公表すること）。」と読み替えるものとする。

○厚生労働省告示第百八十三号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年六月二十四日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一～百六十　（略）	一～百六十　（略）
百六十一　トアルクエタマブ及びその製剤	（新設）
百六十二～百九十四　（略）	百六十一～百九十三　（略）
百九十五　フェドラチニブ、その塩類及びそれらの製剤	（新設）
百九十六～二百二十　（略）	百九十四～二百十八　（略）
二百二十一　ベルズチファン及びその製剤	（新設）
二百二十二～二百七十八　（略）	二百十九～二百七十五　（略）

○厚生労働省告示第百八十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年六月二十四日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。）	次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。）
一～七　（略）	一～七　（略）